高農政第332号 令和7年10月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名	高島市					
(市町村コード)		(252123)				
地域名	今津地域 北仰地区					
(地域内農業集落名)		( 北仰 )				
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月2日				
協議の指来を取り	まとめた年月日	(第2回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

肥料・資材等の高騰による急激な外的環境の大きな変化に加え、農家・非農家の高齢化による地域コミュニティーの低下が見受けられ、それに伴う農地や農業に対する意識の低下が顕著になってきている。 ただし、農地の8割以上が担い手に集積されており、今後は農地の集約が次のステップとなる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

集落の機能・環境を保持し持続する体制づくりが急務であり、そのためにも担い手の育成と並行して新たな組織づくり(協業化組織)を模索する視野も必要となる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	33.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

唐	業の将来の在り方に向け	た	農用地の効率的かつ総	合的	りな利用を図るため	こ必	要な事項		
(	1)農用地の集積、集約化	<b>の</b>							
ŀ	継続して集落での話し合い	いを	行い、目標地図の見直	しを	行うなかで、農地の	集積	責・集約化の	取約	祖を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針									
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。									
(	3)基盤整備事業への取約	且方	 針						
•	助成金等を利用し用排水	路等	等の維持管理を図る。						
(	4)多様な経営体の確保・	育原	 戈の取組方針						
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
									必要に応じて委託を検討する。
J	以下任意記載事項(地域の	)実	情に応じて、必要な事項	į Ei	選択し、取組方針を	記載	してください	)	
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	>	⑧農業用施設		9その他		
Г	選択した上記の取組方針 ③助成金等を利用し用排力	_	等の維持管理を図る。						